

## 既存の廃棄物防止審査の仕組みの例

### ○ 都道府県廃棄物処理計画

都道府県廃棄物処理計画は当該都道府県域内で発生する廃棄物の減量および適正処理を計画的に推進するために、都道府県によって下記事項について作成され、公表される（廃掃法 5 条の 3）。

#### 都道府県廃棄物処理計画にて定めるべき事項 (廃掃法 5 条の 3、同施行規則 1 条の 2 の 2)

- (1) 廃棄物の発生量及び処理量の見込み（廃棄物の種類毎）
- (2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項（廃棄物の種類毎）
  - ① 廃棄物の排出量、再生利用量、中間処理量、最終処分量その他その処理の現状
  - ② 廃棄物の排出の抑制、再生利用、中間処理、最終処分その他その適正な処理に関する目標
  - ③ 口に掲げる目標を達成するために必要な措置
- (3) 一般廃棄物の適正処理を確保するために必要な体制に関する事項
  - ① 一般廃棄物の広域的な処理に関する事項
  - ② 一般廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な市町村間の調整その他の技術的援助に関する事項
- (4) 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項
  - ① 産業廃棄物の減量その他その適正な処理に必要な産業廃棄物の処理施設の確保のための方策
  - ② 産業廃棄物の処理施設の整備に際し配慮すべき事項
- (5) その他廃棄物の減量・適正処理に関し必要な事項
  - ① 廃棄物の不適正な処分の防止のために必要な監視、指導その他の措置に関する事項
  - ② 廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するために必要な関係行政機関及び関係地方公共団体との連携に関する事項
  - ③ 廃棄物の排出の抑制及びその適正な処理を確保するために必要な国民及び事業者の意識の啓発に関する事項
  - ④ 前各号に規定するもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項であつて必要と認められるもの

## ○ 一般廃棄物処理計画

一般廃棄物処理計画は当該市町村域内で発生する一般廃棄物の減量および適正処理を計画的に推進するために、市町村によって下記事項について定められ、公表される（廃掃法 6 条）

### 一般廃棄物処理計画において定めるべき事項

- (1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- (3) 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- (4) 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- (5) 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- (6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

→これらの項目を、基本計画と実施計画（各年度ごと）とに分けて定める。  
（廃掃法施行規則 1 条の 3）

市町村は、これらの事項について定めた一般廃棄物処理計画に基づいて、一般廃棄物の減量および適正処理のための対策を実施することになる。

## ○ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画

廃掃法上、前年度の産業廃棄物の発生量が千トン以上である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）は環境省令で定める基準に従ってその事業場に係る産業廃棄物の減量・処理等に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならないこととされている（12条7項、同施行令6条の3）。

また、多量排出事業者は毎年度この計画の実施状況を都道府県知事に対して報告しなければならない（12条8項、同施行規則8条の4の6）、計画及びその実施状況は公表される（12条9項）。

### 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画において定めるべき事項 （廃掃法施行規則8条の4の5）

- (1) 事業場において現に行っている事業の概要
- (2) 計画期間
- (3) 産業廃棄物処理に係り管理体制に関する事項
- (4) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項
- (5) 産業廃棄物の分別に関する事項
- (6) 産業廃棄物の再生利用に関する事項
- (7) 産業廃棄物の処理に関する事項

この制度は多量排出事業者の自主的努力によって産業廃棄物の減量を促すことによって廃棄物の減量および適正処理の総合的かつ計画的な推進を進めることを趣旨としている。